

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.104 箇条 22 22.101 22.104 22.105 附属書 CC	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.104 ドラムの速度が 60 r/min を超えている間、機器の蓋又はドアは、開いてはならない。 箇条 22 構造 22.101 機器中の水位が、ドアの開口部の低い方の縁を超えている場合、機器が動作している間、単純な操作によってドアが開放されてはならない。 22.104 蓋及びドアのインターロックは、通常使用時に開けようとした場合であっても、開かないような構造でなければならない。 22.105 いかなる機械的な解放機構であっても、故障の後で蓋及びドアを開けるのは、工具を用いたときだけ接触が可能でなければならない。 附属書 CC 洗剤を使用しない電解槽洗濯機	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				箇条 22 22.17 22.201	箇条 22 構造 22.17 電解槽開口部を壁で塞ぐことを防止することを目的としたスペーサは、手によって又はねじ回し若しくはスパナによって、機器から取り外すことができないように固定しなければならない。 22.201 電解の隔離板によって隔てられた陰極及び陽極の部屋からなる電解槽をもつ機器は、直径 5 mm 以上、又は幅 3 mm かつ 20 mm ² 以上の大気開口部をもたなければならない。開口部は、通常使用において、遮断されないような位置でなければならない。	
第三條 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101 20.103	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 ヒンジをもつ蓋の開口部を通して、上から洗濯物を入れるドラム式の洗濯機は、蓋の開口部が 50 mm を超える前に、モータを遮断するインターロックを組み込まなければならない。 20.103 前又は上から洗濯物を入れるドラムタイプの洗濯機の場合、ドア又は蓋が閉じた位置にあるときに限り、機器が動作するよう、ドア又は蓋にインターロックを設けなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1 附属書 CC 箇条 7 7.12	ばならない。 7.12.1 据付説明書には、カーペットなどで通気口を塞いで はならない旨、記載しなければならない。 附属書 CC 洗剤を使用しない電解槽洗濯機 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 使用者が電解液を満たすことを意図する電気機器の ための取扱説明書は、使用する電解液の詳細、及び危険を 避けるために指定した電解液だけを使う旨を含まなければ ならない。	
第四条	供用期間中にお ける安全機能の 維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される 供用期間中、安全機能が維持される構造であ るものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18 18.1 18.2	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 18 耐久性 18.1 機器は、蓋又はドアのインターロックが、通常使用 時に受ける可能性のあるストレスに対して耐えなければ ならない。 18.2 脱水工程の間に開くことが可能な蓋をもつ機器のブ レーキ機構は、通常使用時に受ける可能性のあるストレス に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用 場所を考慮した 安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用され る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は 物件に損傷を与えるおそれがないように設	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		6.2 箇条 20 20.106 20.107	I、クラス II 又はクラス III でなければならない。 6.2 機器は、IPX4 以上でなければならない。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.106 200 mm を超える開口寸法及び 60 dm ³ を超えるドラム容量をもつ前面開放扉付きの機器の場合、扉を開放し、再び閉じた後であっても、ドラムの動きを制御する個別の手段が手動で操作するまで、洗濯サイクルが開始又は再開してはならない。 20.107 200 mm を超える開口寸法及び 60 dm ³ を超えるドラム容量をもつ前面開放扉付きの機器の場合、機器を通电していないとき、又は待機モードにあるとき、70 N の力で、閉じた扉を内側から開けることができなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.101 箇条 29	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 23 内部配線 23.101 水道に接続するための外付けのホースに組み込んだ電磁弁及び類似の部品の電源用の内部配線は、絶縁体及びシースがポリ塩化ビニル被膜のライトビニルシース可とうコードと同等以上の特性をもっていなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				29.2	29.2 ミクロ環境は、汚損度 3 とし、絶縁物は、CTI 250 以上でなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 箇条 22 箇条 25 25.22 箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16 箇条 22 22.5	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第 2 号 続き				箇条 27	<p>なければならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>箇条 27 接地接続の手段（第 1 部の規定による。）</p> <p>絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0Ⅰ 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。</p>	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.2 15.101 附属書 CC 箇条 19 19.201	<p>第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 15 耐湿性等</p> <p>15.2 機器は、通常の使用状態における液体のこぼれが、給水弁を閉じることができない場合であっても、機器の電気絶縁に悪影響を与えないような構造でなければならない。</p> <p>15.101 機器は、発泡が電気絶縁に影響を与えない構造でなければならない。</p> <p>附属書 CC 洗剤を使用しない電解槽洗濯機</p> <p>箇条 19 異常運転</p> <p>19.201 機器は、発泡が電気絶縁に影響を与えない構造でなければならない。</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.13	<p>第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 19 異常運転</p> <p>19.13 試験布は着火してはならない。焦げ又は赤熱があつ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		箇条 22 22.102	てはならない。 箇条 22 構造 22.102 機器は、布が電熱素子に接触しないような構造でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 外郭及び通常使用時に短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.102	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 機器は、不平衡な負荷によって、不利な作用を受けてはならない。機器は、転倒してはならない。	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 21.101 21.102	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 蓋及びドアは、十分な機械強度をもっていなければならない。 21.102 蓋は、ゆがみに対して十分に耐えなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 CC 箇条 22 22.202 22.203 箇条 30	第 1 部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 附属書 CC 洗剤を使用しない電解槽洗濯機 箇条 22 構造 22.202 電気機器の通常使用中の電解槽の中の化学反応は、周囲に放出される危険な量の水素ガスを作り出してはならない。 22.203 機器の通常使用中に、電解槽の化学反応によって、洗浄水の pH 値に起因する腐食を生じる洗浄水を生成してはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 電解槽の中の化学反応によって発生するオゾンの濃度は、過度であってはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き		ないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		19.9	(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 30	箇条 30 耐熱性及び耐湿性	
		30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わ			

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101 20.103	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 蓋が閉じた位置にある場合を除き、モータは、始動してはならない。 20.103 前又は上から洗濯ものを入れるドラムタイプの洗濯機の場合、ドア又は蓋が閉じた位置にあるときに限り、機器が動作するよう、ドア又は蓋にインターロックを設けなければならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.106 箇条 24 24.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.106 200 mm を超える開口寸法及び 60 dm ³ を超えるドラム容量をもつ前面開放扉付きの機器の場合、扉を開放し、再び閉じた後であっても、ドラムの動きを制御する個別の手段が手動で操作するまで、洗濯サイクルが開始又は再開してはならない。 箇条 24 部品 24.101 19.4 に適合するために洗濯機に組み込んだ温度過	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					昇防止装置は、自己復帰形であってはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条 条続き				19.11.4 箇条 29	量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 (第 1 部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.15	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 給水接続に関する注意は、給水の接続機構の近傍又は取扱説明書等に記載しなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等 (長期使用製品安全表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き	制度による表示)	<p>る。</p> <p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条 7</p> <p>7.1</p>	<p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.1 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機は、次の表示をしなければならない。</p> <p>－製造年</p> <p>－設計上の標準使用期間（標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定された期間）</p> <p>－“設計上の標準使用期間を超えて使用した場合、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある。”旨</p>	－
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	－	－	－

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-7:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				